

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第8号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除
に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務
の免除に関する条例(平成元年見附市条例第3号)の一部を次のように改める。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

(見附市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 見附市病院事業の設置等に関する条例(平成2年見附市条例第1号)の一
部を次のように改める。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(見附市監査委員条例の一部改正)

第3条 見附市監査委員条例(平成3年見附市条例第27号)の一部を次のように
改める。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改
める。

(見附市下水道事業の設置等に関する条例及び見附市水道事業の設置等に関する
条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の
2の8第8項」に改める。

(1) 見附市下水道事業の設置等に関する条例(平成24年見附市条例第30
号)第7条

(2) 見附市水道事業の設置等に関する条例(平成25年見附市条例第16
号)第6条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。